

## 声明文：私たちは教育基本法「改正」に反対します

臨時国会も中盤に入り、現在、衆議院教育基本法特別委員会において、政府の提出した教育基本法「改正」法案の本格的な審議がなされています。政府与党は、この「改正案」を最優先の法案と位置づけ、十分な審議のないまま今週中にも審議を打ち切り「衆議院強行採決も辞さず」の構えで臨んでいます。

教育基本法は、あの第2次世界大戦・太平洋戦争の痛恨の反省から生まれた日本国憲法の平和、国民主権、基本的人権の尊重という理念を貫き、「民主的で文化的な国家の建設」と「世界の平和と人類の福祉に貢献」するという「理想」を教育によって「実現する」ことを目的に制定された法律でした。それは、日本国民一人一人の決意であり世界の人々に対する約束でもありました。政府「改正」案は、その決意と約束に基づいた我が国の戦後の教育と体制を根底からくつがえすものとなっています。

政府「改正案」の第1の問題点は、現行第2条の「教育の方針」が「教育の目標」に変更され、国家が教育内容と目標を決めてその達成を求めていることです。これにより、教育は「国民の権利」から「国家の権利」に変質します。この「教育の目標」には、「国や郷土愛」など列挙された徳目への「達成」が評価されることとなります。これは、明らかに憲法19条が保障している「思想及び良心の自由」を侵すものです。

第2の問題点は、「改正案」は、16条で、現行法にある「教育は不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接責任を持って行われる」べきとする責務や守るべき原則を削除・放棄し、「この法律及び他の法律の定めるところによりおこなわれるべきもの」に置き換えていることです。現行法では、教育行政（国家権力）は、国民の教育の権利と、教師と子どもたちの教育活動の自由、自主性、自律性を保障するためにこそ機能すべきであり、第2項において、その権限を「教育の目的を遂行するに必要な緒条件の整備確立」することに厳しく制限しています。しかし、政府「改正案」では、政府が「教育振興基本計画」を策定するとされ、憲法的な理念法から行政施策法にその性格が変質することとなります。政府（国）によって「教育の目標」が具体化され、その達成度の評価とそれに基づく財政配分を通して教育内容の国家統制への道が開かれることとなります。そして、この仕組みにより、既に進行している競争主義的な格差容認の「教育改革」がますます助長されることとなります。

第3の問題点は、「改正案」、第7条「大学」、第8条「私立大学」の新設です。これらは、既に存在する個別法（学校教育法、私立学校法）に屋上屋を重ねるものです。又、独立性が保持されるべき大学の「学問の自由と自治」を「自主性、自律性」に矮小化させ、私立学校の「建学の自由」を「助成その他の適当な方法」によって統制することになり、学問の自由への侵害にもなります。

現在、安倍首相は、多発するいじめ自殺や高校必修科目未履修問題など、優先的に徹底的に審議すべき教育をめぐる問題をなおざりにして、有識者、教育関係者による「教育再生会議」を設置し、教員免許更新制、学校選択制、学校評価制の導入の検討を優先させようとしています。これらが実施されるならば、学校と教育はますます競争原理に翻弄され、教育と能力の格差をさらに拡大し、日本の教育の荒廃はいっそう進むことになると考えます。

更に、去る9月21日、東京地裁は、東京都教育委員会の「通達」による「『国旗、国歌』の強制は憲法違反であり、「行き過ぎた処置」であるとの画期的な判決を下しました。しかし、東京都はすぐに控訴しました。教育基本法「改正」案が成立すると、思想及び良心の自由を侵害した東京都の驚くべき教育管理の実態が、「法」のお墨付きを得たとして全国的に波及することは明らかです。

私たちは、この教育基本法「改正」案の成立に強く反対するとともに、徹底的な審議を要求するものです。

2006年11月7日

北海道大学教職員組合